ハラスメントの防止に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県鶴舞看護専門学校学則第35条の規定により、学校において学習にふさわしい環境を確保し、教職員の適切な労働環境を確保するため、ハラスメントの 防止及び排除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「学校」とは、当校だけでなく実習先や教科外活動等に伴う旅行先等を含むものとする。
- 2 この規程において「教職員学生」とは、非常勤職員を含む当校に勤務する教職員及び在籍している学生をいう。
- 3 「ハラスメント」とは、類型に応じ次とおりとする。
 - ー セクシュアルハラスメントとは、意に反する性的な言動により教職員学生に不利益を 受けさせること又は性的な言動により学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じ させることをいう。
 - マタニティハラスメントとは、妊娠や出産に関わる言動により教職員学生の学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることをいう。
 - 三 アカデミックハラスメントとは、教育上の上下関係や優位性を背景に必要な機材を使わせない、公平な評価や指導を行わない等の教職員の不適切な言動により学生の学習に支障を生じさせることをいう。
 - 四 その他のハラスメントとは、前3号のいずれの類型にも該当しないものの、不適切な 言動により教職員学生の学習・労働環境を害し、看過できない支障を生じさせることを いう。

(校長の責務)

第3条 校長は、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに関する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員学生の責務)

- 第4条 教職員学生は、自らの言動によりハラスメントを生じさせないよう注意しなければ ならない。
- 2 教職員学生は、自らの周囲でハラスメントが生じている又は生ずるおそれがある場合には、適時適切に次条に定める相談窓口に情報提供しなければならない。

(相談窓口)

- 第5条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、相談窓口を設置し、原則として、次に掲げる教職員をハラスメント相談員(以下「相談員」という。)とする。
 - 一 副校長(事務及び技術)
 - 二 学科長
 - 三 各学年の担任業務を所掌している教職員
- 2 相談員の任期は1年とし、年度初めに校長が指定する。ただし再任を妨げない。

(相談員の責務)

- 第6条 相談員は、相談又は苦情があった場合には、関連する行為などを含め幅広く内容を聴取し、事実関係の把握に努めるものとする。
- 2 相談員は、相談又は苦情があった場合には、必要に応じ、当校で学生相談業務を行う臨床心理士に助言を求めることができる。
- 3 相談員は、相談又は苦情があった場合には、速やかに倫理委員会に報告するとともに、事実確認の進め方や対処方針等について判断を仰ぐものとする。
- 4 相談員は、事実関係の把握のために必要と判断される場合には、相談者の同意を得て、当事者及び第三者からも聴取できるものとする。
- 5 相談員は、相談又は苦情に係る当事者に対する助言等により、適切かつ迅速に問題解決するよう努めなければならない。
- 6 相談員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、発生するおそれがある場合についても、相談又は苦情に応じることができる。
- 7 相談員は、当事者からだけでなく、クラスメートや同僚など当事者以外の者からもハラスメントに係る相談又は苦情に応じることができる。
- 8 相談員は、相談のあったハラスメントに係る事実確認の状況等について、適時適切に 倫理委員会に報告しなければならない。
- 9 相談又は苦情に対応するに当たり相談員が留意すべき事項については別に定める。 (プライバシーの保護)
 - 第7条 相談員は、相談者をはじめ関係者のプライバシーの保護に特に注意するとともに、相談又は苦情を申し出たことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう十分注意するものとする。

(倫理委員会)

- 第8条 倫理委員会は、第6条第3項による報告を相談員から受けた場合、速やかな問題解決のため、適切な事実確認の進め方や対処方針等を協議し、相談員に教示するものとする。
- 2 倫理委員会は、第6条第8項による報告を相談員から受けた場合、適時適切に運営会議にその内容を報告しなければならない。
- 3 倫理委員会は、第2項の報告に関連し、学生の懲戒処分が必要と判断される場合、 懲戒処分案を協議し、運営会議に報告しなければならない。この場合、賞罰に関する 規程第4条第1項に定める教員会議の協議は要しない。
- 4 倫理委員会は、第2項の報告に関連し、校長による教職員への指導等が必要と判断される場合、指導内容の案を協議し、運営会議に報告しなければならない。

(適用除外)

第9条 上司から部下に対するいわゆるパワーハラスメントやその他教職員間のハラスメントについての対応は、県の要綱によるものとし、この規程の範囲外とする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。